

発議案第28号

奥州市議会会議規則の一部改正について

上記議案を奥州市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出します。

令和2年12月14日

提出者	市議会議員	菅原由和
賛成者	市議会議員	藤田慶則
同	同	小野優
同	同	高橋晋
同	同	千葉敦
同	同	廣野富男
同	同	阿部加代子
同	同	中西秀俊
同	同	小野寺重
同	同	及川善男

奥州市議会議長 小野寺 隆夫 様

提案理由

災害等の発生、感染症のまん延防止措置等又は育児、介護等のやむを得ない事由により委員会を開会する場所への委員等の参集が困難であると委員長が認める場合には、オンライン会議システムにより委員会の会議に出席することを認め、かつ、委員が出席委員として会議に参加できるようにするため、本件規則を一部改正しようとするものである。

奥州市議会会議規則の一部を改正する規則

奥州市議会会議規則（平成18年奥州市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第93条の次に次の1条を加える。

（オンライン会議システムを活用した会議）

第93条の2 奥州市議会委員会条例(平成18年議会条例第330号)第15条の2第2項の規定により委員長の許可を得て、同条第1項に規定するオンライン会議システムにより会議に出席した委員は、前条第1項、第95条、第98条、第107条第1項、第118条第2項、第130条第2項、第135条及び第136条第1項の出席委員とする。

2 オンライン会議システムを活用した会議の方法その他必要な事項は、この規則に定めるもののほか議長が別に定める。

第116条第1項中「その」を「会議（オンライン会議システムによる会議を含む。第141条第1項において同じ。）への」に改める。

第117条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、委員長がオンライン会議システムにより会議に出席した場合における同項の規定の適用については、同項中「委員席に着き」とあるのは「委員として」と、「委員長席に復さなければならない」とあるのは「委員長として議事進行を行わなければならない」と、「委員長席に復することができない」とあるのは「委員長として議事進行を行うことができない」とする。

第126条中「第1章第4節」を「前章第4節」に改める。

第130条第1項中「又は挙手」の次に「（オンライン会議システムを活用した会議にあっては挙手）」を、「又は挙手者」の次に「（オンライン会議システムを活用した会議にあっては挙手者）」を加え、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、オンライン会議システムを活用した会議において、委員長が挙手者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、電磁的に記録した映像の確認により挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

第131条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、オンライン会議システムを活用した会議においては、投票で表決をとることができない。

第135条中「又は挙手」の次に「（オンライン会議システムを活用した会議にあっては挙手）」を加える。

第141条中「認めるときは、」の次に「会議において」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。